

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に内田栄作農業委員、平野修一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に藤田農業委員会事務局長、書記に小宮山次長、関根副主幹、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第40号

農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第40号申請番号2は申請人を招集しており、説明と質疑は申請番号ごとに行うこととする。申請番号1について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、権利は所有権、所在は大字平方字太夫の1筆で、地目は登記、現況ともに畑である。譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大である。譲受人の耕作状況は50アールで、市内に農地を所有し、利用権でも農地を借り受けている。事務局で現地確認を行い、すべての農地が遊休農地ではないことを確認している。

- (報 告) 平方地区の國島推進委員が報告した。2月24日(土)に担当委員4名で現地調査を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。写真にある通り農地として作付けされており、問題はないと判断した。
- 議 長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 申請自体には問題ないと思うが、資料にある契約書に日付が記入されているのはいかなることか。
- 事 務 局 まだ許可前なので、許可後の日付が入るということで訂正願いたい。
議 長 本件についてさらに意見を求めるが無かったため、申請番号2について説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号2、地区は大谷地区、権利は所有権、所在は大谷地頭方字谷畑の4筆である。地目は1筆目は登記が田、現況が畑、2・3筆目は登記、現況ともに畑、4筆目は登記が田、現況畑である。譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大である。譲受人の耕作状況は3アールで、市内には所有する農地はないが、さいたま市に農地を所有しており、さいたま市に照会をかけ、事務局でも現地を確認して所有する農地に遊休農地が無いことを確認している。
- 議 長 申請番号2について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 大谷地区の新井推進委員が報告した。2月24日(土)に担当委員4名で現地調査を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。地区委員の意見としては問題ないという認識である。
- 議 長 申請人に入室を促した。
<申請人夫妻入室>
- 申 請 人 夫 自己紹介を行った。父が地頭方で農業をやっており、申請人は娘である。
議 長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 今回の許可申請に当たって提出された営農計画書の中に、地場産コーナーへの出荷とあるが、誰

が出荷しているのか。

申請人夫 体力があったころは弟が出荷し、今は家内がやっている。今は農閑期なのでこれから春先に向けて準備

申請人 をしている。

弟は体調を崩して家を出て療養しており、いつ戻れるかわからない。父は83歳で耳が遠く、免許証も返納している。我々夫婦で営農して農地を管理しなければならない状況になってしまい、今の段階で我々に農地を譲りたいという父の意向もあって、今回の申請に至った。

新木農業委員 今回の申請地で、以前は水稻を作っていたのではないか。

申請人 以前は父が陸田をやっていたが、もうできないと思う。

申請人夫 弟が戻ってくればいいが、いつになるかわからない。私も勤めが半年ほどあって、それが終わるまでは小さくやらざるを得ない。その先を考えると、本格的に覚悟を決めていかなければならないと考えている。

議長 本件についてさらに意見を求めるが無かったため申請人に退室を促した。

議長 <申請人退室>

議長 議案第40号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第41号

議長
事務局

農地法第5条の許可申請について

議案第41号について説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、権利は所有権、所在は大字上野字久保の1筆で、地目は登記、現況ともに畑、形態は転用で、用途は自己用住宅の敷地拡張、施設は木造二階建である。住宅を建てるため開発許可が必要となっている。昭和61年10月20日に全体見直しにより農振除外となっている。農地区分は第1種農地であるが、施設の敷地面積の2分の1を超えな

い範囲のため、不許可の例外に該当する。

申請番号 2、地区は大石地区、権利は所有権、所在は大字小敷谷字氷川後の 1 筆で、地目は登記、現況ともに畑である。形態は転用で、用途は工場増築に伴う敷地拡張、施設は鉄骨造二階建、建物を建てるので開発許可が必要。農地区分は第 2 種農地である。

議 長 申請番号 1 について担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 平方地区の松本推進委員が報告した。2 月 2 4 日（土）に担当委員 4 名で現地調査を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。写真にある通り、現地は白菜などが作付けされていた。土地の選定理由書を朗読した。

議 長 申請番号 2 について担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 大石地区の橋本推進委員が報告した。2 月 2 2 日（木）に担当委員 5 名で現地調査を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。写真にある通り、十分に管理されて嫌いな状態である。土地の選定理由書を朗読した。

議 長 本件について他に意見を求めた。
新木農業委員 申請番号 1 の案件で、図面にはブロックの 3 段積とか 5 段積、北側のところは 4 段積となっている。外周ブロックの天端は平らになるのか。

事務局 計画上では問題のない設計になっている。
新木農業委員 北側に譲渡人の農地が残っているが、そちらへの影響はないのか。

事務局 計画上では問題はない設計になっている。

議 長 本件についてさらに意見を求めるが無かったため、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第11号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時44分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年2月26日

議 長

署名委員

署名委員